



平成30年4月26日

各 位

会社名 東北電力株式会社
代表者名 取締役社長 社長執行役員 原田 宏哉
(コード番号 9506 東証第一部)
問合せ先 ビジネスサポート本部
総務部法務室法務課長 佐藤 正人
(TEL. 022-225-2111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を本年6月27日開催予定の第94回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、電力の小売全面自由化による競争の激化や、2020年4月に予定されている送配電部門の法的分離などの激変する事業環境に対応するため、これまで以上に迅速かつ機動的な意思決定や業務執行を実現するとともに、監督機能の一層の強化をはかることができるよう、監査等委員会設置会社へ移行することとしております。

これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の取締役への委任に関する規定の新設、ならびにこれらの変更に伴う条数の変更などを行うものであります。

また、法的分離後の事業運営に備えた事業目的の追加、その他経営機構の見直しに伴う所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成30年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日 平成30年6月27日（予定）

以 上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気事業</p> <p>(2) 電気機械器具の製造、販売及び賃貸</p> <p>(3) 冷水、温水、蒸気等の熱供給事業</p> <p>(4) ガス供給事業</p> <p>(5) 情報処理及び電気通信事業</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p><u>(7) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u></p> <p><u>(8) 前各号に附帯関連する事業</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理</u></p> <p><u>(8) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u></p> <p><u>(9) 前各号に附帯関連する事業</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎に、<u>取締役会の決議にもとづき、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社に取締役18名以内を置く。 (新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎に、<u>取締役会の決議をもって定めた代表取締役が、これを招集する。当該代表取締役に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 (現行どおり) <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内を置く。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の構成及び招集)</p> <p>第 22 条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議事項)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 21 条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の構成及び招集)</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議事項及び重要な業務執行の委任)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議をもって社長 1 名を定め、なお副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 <u>社長及び副社長は、各自当会社を代表する。</u></p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 28 条 社長は、取締役会の決議に従い、当会社の業務を統轄する。</p> <p>2 副社長は、社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3 <u>常務取締役は、社長及び副社長を補佐し、担当業務を執行する。</u></p> <p>4 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第 27 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、社長 1 名を定め、なお副社長その他の役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から、代表取締役を定める。</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(会 長) 第 29 条 取締役会は、その決議をもって会長 1 名を定めることができる。</p> <p>2 会長は、<u>当会社を代表する。</u></p> <p>3 会長を定めた場合には、<u>第 13 条、第 15 条、第 22 条及び第 23 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(会 長) 第 29 条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>会長 1 名を定めることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>2 会長を定めた場合には、第 15 条、第 22 条及び第 23 条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>監査等委員会の構成及び招集</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 31 条 <u>監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</u></p> <p>2 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会の議事は、法令に別段の定めのある場合のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって決する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(員 数)</p> <p>第 31 条 当会社に監査役 5 名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(選 任)</p> <p>第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(任 期)</p> <p>第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(監査役会の構成及び招集)</p> <p>第 34 条 監査役会は、監査役をもって構成する。</p> <p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発するものとする。但し、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第 34 条 監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第 35 条 監査役会の議事は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常任監査役)</u> <u>第 37 条 監査役会は、その決議をもって常任監査役若干名を定める。</u> <u>2 常任監査役は、常勤とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 38 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>	(削 除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 39 条 ～ 第 41 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 42 条 第 40 条及び前条により分配する金銭は、その支払開始の日から起算して 5 年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 ～ 第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 38 条 第 36 条及び前条により分配する金銭は、その支払開始の日から起算して 5 年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第 1 条 当会社は、<u>第 94 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の行為に関し、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第 2 条 <u>第 94 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 38 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>

以 上